

## 蒲郡市自動体外式除細動器（AED）貸出事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し必要な事項を定め、各種行事等において、参加者が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるとともに、市民がAEDに身近に触れる機会を提供することで、一次救命に対する普及啓発を行い、市民の安心と安全の確保を図ることを目的とする。

### （貸出しの対象）

第2条 AEDの貸出しは、市内において10名以上の市民が参加し、かつ営利を目的としない行事を主催する団体等の代表者に対して行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

### （貸出しの条件）

第3条 AEDの貸出しは、医療従事者又はAEDの取扱いを含む救命講習等を修了した者が、行事の期間を通じてその会場等に配置されることを条件とする。

### （貸出期間及び貸出し台数）

第4条 AEDの貸出期間は、1回の申請につき7日以内とし、貸出し台数は、1台とする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

### （貸出し等の場所）

第5条 AEDの貸出し及び返却を行う場所は、危機管理課又は蒲郡市民体育センターとする。

### （貸出しの申請）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、その貸出しを受けようとする日の3か月前から貸出しを希望する日の前日までの間に自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### （貸出しの決定）

第7条 市長は、前条に規定する貸出申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書（第2号様式）により、申請者に貸出しの可否を通知するものとする。

### （費用の負担）

第8条 AEDの貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中におけるAEDの運搬等に要する費用は、貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

2 貸出期間中、救命活動の実施に際し使用した除細動パッドその他附属する消耗品に係る経費は、市の負担とする。

（遵守事項）

第9条 借用者は、借り受けたAEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努め、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱説明書に従って適切に使用すること。

(2) 目的外に使用しないこと。

(3) 処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。

（返却）

第10条 借用者は、貸出期間終了後、速やかにAEDを返却し、自動体外式除細動器（AED）返却報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（損害賠償）

第11条 借用者は、AEDを亡失、破損等させた場合、速やかに自動体外式除細動器（AED）亡失・破損等報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、借用者が故意又は過失によりAEDを亡失、破損等させた場合には、AEDを現状に復し、又はその相当額をもって、賠償させることができる。

（損害賠償責任）

第12条 市は、借用者がAEDの誤った使用により生じた事故については、一切の責任を負わないものとする。

（返還）

第13条 市長は、貸出期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、AEDを返還させることができる。

(1) 借用者がAEDを必要としなくなったとき。

(2) 借用者がこの要綱に違反したとき。

(3) 市長が特に必要があると認めたとき。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成29年3月25日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づくAEDの貸出しに関し必要な手続きその他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。ただし、AEDの貸出しの申請については、平成29年4月1日から行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。